電気通信設備運転管理業務積算基準(参考資料)について

平成 26年3月24日25農振第2145号 農村振興局整備部長から各地方農政局整備部長あて

このたび、「電気通信設備運転管理業務積算基準(参考資料)」を別紙のとおり定め、平成26年4月1日以降に入札手続を開始する業務から適用することとしたので参考とされたい。 なお、貴局管内の都府県に対しては、貴職から参考までに送付されたい。

[編注] 本趣旨は、農村振興局整備部長から北海道開発局農業水産部長、沖縄総合事務局農林水産部長、北海道農政部 長あて参考送付されている。

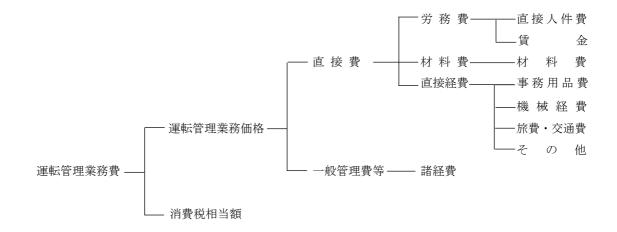
電気通信設備運転管理業務積算基準(参考資料)

第1 適用範囲

この参考資料は、土地改良法(昭和 24 年法律第 195 号)に基づく土地改良事業、海岸法(昭和 31 年法律第 101 号)に基づく海岸事業及び地すべり等防止法(昭和 33 年法律第 30 号)に基づく地すべり対策事業のうち、農林水産省所管の国営土地改良事業、国営海岸保全事業及び国営地すべり対策事業に係る電気通信設備等の運転管理業務(期間及び時間等を定めて業務を行い、その結果を報告する業務。以下「運転管理業務」という。)の積算について定める。

第2 運転管理業務費の構成

運転管理業務の価格構成は、次のとおりとする。



第3 運転管理業務費の費目

1 積算費目の内容等

1-1 直 接 費

直接費にかかる積算の各費目は、次のとおりとする。

- 1) 労務費
 - (1) 直接人件費

直接人件費は、当該運転管理業務に従事する運転監視技術員の人件費で、積算は次のとおりとする。

イ 直接人件費は、(所要人員) ×(労務賃金)とする。

ロ 所要人員は、現場条件、作業規模等を考慮して実績を勘案の上人員を計上する。

(2) 賃 金

当該運転管理業務を実施するのに要する直接人件費以外の労務費用である。

2) 材料費

材料費は、運転管理業務を実施するのに必要な材料の費用で、積算は次のとおりとする。

- (1) 材料費は、(所要数量)×(材料単価)とする。
- (2) 所要数量の算定は、積み上げによる。
- 3) 直接経費

直接経費は、運転管理業務を実施するのに必要な事務用品費、機械経費、旅費交通費、その他とし必要に応じて計上する。

(1) 事務用品費

報告書作成等に要する事務用品費である。

(2) 機械経費

当該運転管理業務を実施するのに要する測定機器等の費用である。

(3) 旅費·交通費

当該運転管理業務を実施するのに要する運転監視技術員の旅費・交通費である。

(4) その他

当該運転管理業務に必要な仮設備等の費用である。

1-2 一般管理費等

一般管理費及び付加利益よりなり、諸経費として計上する。

1) 一般管理費

一般管理費は、当該運転管理業務を実施する企業の本店及び支店における経費であって、 役員報酬、従業員給与手当、退職金、法定福利費、事務用品費、通信交通費、動力・用水 光熱費、広告宣伝費、交際費、寄付金、地代家賃、減価償却費、租税公課、保険料、雑費 等を含む。

2) 付加利益

付加利益は、当該運転管理業務を実施する企業を継続的に運営するのに要する費用であって、法人税、地方税、株主配当金、内部保留金、支払利息及び割引料、支払保証料その他の営業外経費等を含む。

なお、諸経費の積算は次による。

諸経費=直接費×諸経費率(諸経費率は、別表1による。)

1-3 運転管理業務価格

運転管理業務価格に係る各費目の積算に使用する材料等の価格等は、消費税及び地方消費税 相当分を含まないものとする。

1-4 消費税相当額

消費税相当額は、消費税及び地方消費税相当分を積算するものとする。

別表 1 諸経費率

(1) 諸経費率標準値

直接費	50 万円以下	50 万円を超え1億円以下		1億円を超えるもの
適用区分等	下記の率とする	(2)の算定式より求められた率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。
		A	b	
率又は変数値	50.1%	108. 15	− 0. 1239	26.0%

(2) 算出式

$$Z = A \times \left(\frac{X}{1,000}\right)^{b}$$

Z : 諸経費率 (単位:%) X : 直接費 (単位:円)

A、b: 変数値

ただし、諸経費率の値は、小数点以下第2位を四捨五入して小数点以下1位止めとする。

$$y = X \times \frac{Z}{100}$$

y : 諸経費 (単位:円)